

論点 [国際私法]

- (1) 不法行為に基づく損害賠償請求の準拠法について、法の適用に関する通則法（以下、単に「通則法」という。）17条、20条、22条の理解を問う。
- (2) インターネット上の記載を理由とする会社の信用の毀損について、通則法 19条・20条の理解を問う。
- (3) 法律関係の性質決定の問題として、「相続」と「不法行為」の理解を問う。